

徳島県告示第百六号

徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成八年徳島県告示第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「入札・契約制度」を「入札及び契約の制度」に改め、同条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。